

2日獣発第77号

令和2年7月14日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に
当たっての留意事項についての全部改正について（口蹄疫等4疾病）**

このことについて、令和2年7月1日付け2消安第1567号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正に伴い、第2条の4において「関連事業者の責務」が追加された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

2 消安第 1567 号
令和 2 年 7 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当た
るの留意事項についての全部改正について（口蹄疫等 4 疾病）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしくお願
いします。

なお、今回の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）の
一部改正に伴い、法第 2 条の 4 において「関連事業者の責務」が追加されました。

今後、関連事業者におかれましては、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置
を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生予防
及びまん延の防止のための措置に協力することとなっています。

つきましては、貴会の会員の方々におかれましては、御協力をいただくことになる
ことから、貴職から周知していただきますよう、よろしくお願いいいたします。



写

2 消安第 1567 号
令和 2 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当た
るの留意事項についての全部改正について（口蹄疫等 4 疾病）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」
という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表してい
るところです。

特定家畜伝染病防疫指針については、下記 1 に記載される 6 疾病について、本日付け
で全部改正されたことに伴い、下記 2 に記載される 4 疾病の留意事項について別添のと
おり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速
かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 下記の特有家畜伝染病防疫指針は令和 2 年 7 月 1 日付けで全部改正されました。
 - (1) 「口蹄疫に関する特有家畜伝染病防疫指針」（令和元年 9 月 11 日農林水産大臣公表）
 - (2) 「牛疫に関する特有家畜伝染病防疫指針」（令和元年 9 月 11 日農林水産大臣公表）
 - (3) 「牛肺疫に関する特有家畜伝染病防疫指針」（令和元年 9 月 11 日農林水産大臣公表）
 - (4) 「豚熱に関する特有家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 2 月 5 日農林水産大臣公表）
 - (5) 「アフリカ豚熱に関する特有家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 2 月 5 日農林水産大

臣公表)

(6) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和元年9月11日農林水産大臣公表)

2. 下記の留意事項は令和2年7月1日付け本通知をもって全部改正します。

(1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和元年9月11日付け元消安第2269号農林水産省消費・安全局長通知)

(2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年3月6日付け元消安第5707号農林水産省消費・安全局長通知)

(3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年2月5日付け元消安第5020号農林水産省消費・安全局長通知)

(4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」令和元年9月11日付け元消安第2268号農林水産省消費・安全局長通知)

以上